○経済産業省環境省令第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

「一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一五	一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇」	一〇〇分の〇」

を

「一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の一五	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の一〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇	一〇〇分の二五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の五
一〇〇分の二〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の五	一〇〇分の五
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇	一〇〇分の〇
一〇〇分の〇」	一〇〇分の〇」

に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第二項の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号ロ中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）」を加える。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百十七条の六第三項の規定に基づき、土地区画整理法第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志